

諮問内容

- 1 国民健康保険税の課税限度額を次のとおりとする。
 ・基礎課税額に係る課税限度額を63万円、介護納付金課税額に係る課税限度額を17万円とする。

①課税限度額について

国民健康保険税は負担能力に応じた公平なものである必要があり、受益との関係において被保険者の納付意欲に与える影響や事業の円滑な運営を確保する観点から、保険税負担に一定の限度を設けることとしています。

また、地方税法施行令（第56条の88の2）において、国の法定課税限度額が定められており、これに基づいて各市町村では条例により課税限度額を定めることとなっています。

本市では、小牧市国民健康保険税条例（第2条）により、基礎課税額（医療分）、後期高齢者支援金等課税額（支援分）及び介護納付金課税額（介護分）の区分で限度額を定めており、算定した税額が課税限度額を超える場合は、この額を課税額として3つの区分の合計額を国民健康保険税額としています。

また、本市においては過去、地方税法施行令の改正による法定課税限度額の引き上げと同時に実施してきた経緯もあることから、現行の課税限度額は、国の定める法定課税限度額と同額となっています。

課税限度額の推移

	法 定				小 牧 市				差
年 度	医 療 分	支 援 分	介 護 分	合 計	医 療 分	支 援 分	介 護 分	合 計	合 計
26	51 万円	16 万円	14 万円	81 万円	51 万円	16 万円	14 万円	81 万円	0 万円
27	52 万円	17 万円	16 万円	85 万円	52 万円	17 万円	16 万円	85 万円	0 万円
28	54 万円	19 万円	16 万円	89 万円	54 万円	19 万円	16 万円	89 万円	0 万円
29	54 万円	19 万円	16 万円	89 万円	54 万円	19 万円	16 万円	89 万円	0 万円
30	58 万円	19 万円	16 万円	93 万円	58 万円	19 万円	16 万円	93 万円	0 万円
元	61 万円	19 万円	16 万円	96 万円	61 万円	19 万円	16 万円	96 万円	0 万円

②令和２年度小牧市国民健康保険税における課税限度額（案）について

本年度の税制改正により、令和２年度から法定課税限度額が引き上げられる見込みであり、本市においても次の理由により、課税限度額を法定課税限度額と同額とする改正を検討しています。

なお、市の条例改正は、地方税法施行令の改正後に行う予定です。

【改正理由】

ア 国民健康保険財政の健全化に向け一般会計からの決算補填等目的による繰入の解消・削減を図るため。

イ 国民健康保険は相当の高所得者であっても課税限度額までの保険税負担で良い仕組みであることから、課税限度額引き上げにより、所得階層間の負担をできるだけ公平にするため。

法定課税限度額の改正（案）

区 分	現行(元年度)	改正(２年度)	増加額
医療分	61 万円	63 万円	2 万円増
支援分	19 万円	19 万円	(増減なし)
介護分	16 万円	17 万円	1 万円増
合 計	96 万円	99 万円	3 万円増

地方税法施行令は令和２年３月末頃に改正される予定です。

③改正による影響について

(令和元年度課税データに基づき令和2年度の課税限度額を用いて試算)

(1) 国保税(課税額)の増加見込み

区 分	増加額
医療分	約 632 万円
支援分	—
介護分	約 66 万円
合 計	約 698 万円

(2) 該当する世帯数の見込み

区 分	全世帯	該当世帯	該当率
医療分	18,950 世帯	305 世帯	約 1.6%
介護分	7,691 世帯	62 世帯	約 0.8%

(3) 該当世帯(例)

(例)3人世帯(うち2人が介護保険該当年齢)、固定資産税なしの場合

区 分	医療分が限度額に 到達する所得		介護分が限度額に 到達する所得	
	現 行 (限度額61万円)	改 正 (限度額63万円)	現 行 (限度額16万円)	改 正 (限度額17万円)
令和2年度 税率等 の場 合	約 1,139 万円	約 1,182 万円	約 1,157 万円	約 1,237 万円